

上北山村河合周辺地区まちづくり基本構想策定支援業務仕様書

1. 事業名称

上北山村河合周辺地区まちづくり基本構想策定支援業務

2. 背景および目的

平成29年9月28日に奈良県と上北山村との間で、「奈良県と上北山村との郷（まち）づくりに関する包括連携協定（以下、包括連携協定という）」を締結した。包括連携協定の中で、河合周辺地区のまちづくりの基本的な考え方を示しており、今回の業務では、まちづくりの基本的な考え方を基として、さらなる検討を行い、「上北山村河合周辺地区まちづくり基本構想」を策定する。

3. 履行期間

契約締結日から平成31年2月28日

4. 委託料の上限

¥5,000,000-

（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む。）

5. 業務内容

上北山村河合周辺地区まちづくり基本構想策定支援業務

まちづくり基本構想を策定するにあたり、現状把握や関連する計画の整理を行う。その後、まちづくり基本構想策定委員会（以下、委員会という）を開催し、意見集約を行ったうえで、まちづくり基本構想の策定を行う。具体的には、以下の業務を行う。

①計画準備

本業務仕様書の内容を踏まえ、業務実施内容や業務行程、業務実施体制等について明記した業務計画書を作成する。

②現状把握・関連計画等の整理

本業務の対象となる地区について、現地調査を行い、現状把握を行うとともに、関係法令や関連計画の整理を行う。

③類似事例の調査（要報告書）

本村がまちづくりを行う上で参考となるような、規模感、課題、基本的な考え方等が似ている他地域の事例を選定し、経済波及効果や雇用促進効果、地域住民の関わり方などについて調査、分析を行い、基本構想に反映させる。

④ヒアリング調査の実施

対象地区に関するまちづくり基本構想についてのニーズや課題などを把握するため、地元住民、道の駅利用者、観光関係事業者等に対してヒアリング調査を実施し、意見を抽出する。なお、ヒアリング先及びヒアリング方法について、発注者との協議により選定するものとする。

⑤検討すべき事項の整理

包括連携協定で示したまちづくりの基本的な考え方に加えて、現状把握・関連計画等の整理結果、類似事例及びヒアリングの調査結果を確認し、委員会の中で検討すべき事項の整理を行う。

⑥委員会の開催及び運営支援

委員会を4～5回開催し、意見集約を行う。なお運営支援内容は以下の通りとし、委員会開催日、委員については本村で設定する。

- ・委員会の資料作成を行う。
- ・委員会へ出席し、検討項目及び内容の説明を行い、意見交換の支援を行う（ファシリテーター）。
- ・委員会の議事録の作成を行う。

⑦まちづくり基本構想の策定

奈良県との協議により定められた様式で「上北山村河合周辺地区まちづくり基本構想」を取りまとめる。

また、策定した基本構想を基に、本業務の対象となる地域の整備方針を立案し、それを表現する2～3枚のパスを作成する。

⑧まちづくり基本構想概要版の作成

「上北山村河合周辺地区まちづくり基本構想」について、村民に広く広報するため、基本構想の内容がわかりやすくまとめられた広報紙的な基本構想概要版の作成を行う。

6. 打合せ及び議事録の作成

業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者と本村は適時、打合せを行い、疑義を正し、業務方針の確認を行う。打合せ内容については受注者が記録し、その都度議事録を作成する。議事録は相互に内容を確認した上でWord形式にて本村に送付する。

7. 実施に当たっての留意事項

- (1) 受注者は、本業務の遂行に必要な知識、実務経験を有する者を管理責任者として置き、適切な人員配置の下で進めること。
- (2) 本村のみならず、隣接する市町村を含む広域的視野をもって計画を検討すること。
- (3) 本業務を実施するに当たり、本村が所有する資料は、協議の上貸与する。
- (4) 本仕様書に定めのない事項や業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は速やかに本村と協議を行うこと。

8. 成果品

- (1) 上北山村河合周辺地区まちづくり基本構想
仕様：カラー刷り 3部
- (2) 上北山村河合周辺地区まちづくり基本構想（概要版）
（A3両面カラー） 3部
- (3) 業務報告書 3部
- (4) 上記電子データ 一式

(5) その他、委託者指示による図書等

9. 提出書類

受注者は、本業務を実施するにあたり、次の書類を随時提出するものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 業務責任者届
- (4) 業務完了届
- (5) その他委託者が指示する書類

10. その他注意事項

- (1) 受注者は、本業務実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (2) 受注者は、上北山村個人情報保護条例を遵守し、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、本村に許可なく第三者に公表、漏洩してはならない。
- (3) 本業務により得られた成果品及び資料等の所有権、著作権、利用権は、本村に帰属するものとする。
- (4) 業務完了後に、受注者の責任に期すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受注者の負担とする。
- (5) 受注者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (6) 受注者は、本業務の一部を第三者に再委託するときは、あらかじめ本村に書面により報告し、本村の承認を得ること。